

尾三衛生組合最低制限価格実施要領

令和 8 年 2 月 2 日

(目的)

第 1 条 この要領は、尾三衛生組合（以下「組合」という。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第 2 条第 1 項に規定される建設工事）及び業務委託に係る競争入札における最低制限価格制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 最低制限価格制度の対象は、組合が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札で予定価格が200万円を超えるもの及び組合が発注する業務委託の請負契約に係る競争入札で予定価格が100万円を超えるものについて適用する。

(建設工事における最低制限価格の設定)

第 3 条 最低制限価格は、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）の10分の9.2 から予定価格の10分の7.5までの範囲内において設定するものとする。

2 前項の規定により設定した最低制限価格の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(業務委託における最低制限価格の設定)

第 4 条 最低制限価格は、予定価格の10分の8.1から予定価格の10分の 6 までの範囲内において設定するものとする。

2 前項の規定により設定した最低制限価格の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(入札の執行)

第 5 条 契約担当者は、この要領を適用するときは、入札の公告又は指名通知書等に当該価格を設定する旨を記載し、入札参加者に周知するものとする。

2 契約担当者は、最低制限価格を定めたときは、予定価格調書に当該価格を記載するものとする。

(落札者の決定)

第 6 条 落札者は、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札した者とする。

(最低制限価格の対象外)

第 7 条 管理者は、最低制限価格の設定が適当でないと認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

(最低制限価格の公表)

第 8 条 最低制限価格の公表については、当該入札の開札後速やかに行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 8 年 2 月 2 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日以降に契約を締結する請負契約から適用する。